

第4号様式（第10条第1項）

会計年度任用職員募集時勤務条件明示書

所属名	かずさ水道広域連合企業団 計画課
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任期	令和6年4月1日～令和7年3月31日
勤務場所	かずさ水道広域連合企業団本庁舎 木更津市潮見二丁目8番地
業務内容	事務補助
勤務時間	週4日（1週間：31時間 1日：8時30分～17時15分）
時間外勤務の有無	無
休憩時間	12時～13時
週休日・休日	週休日 土曜日、日曜日及び事務局長があらかじめ指定する日 休日 「国民の休日に関する法律」に定める休日、年末年始（12月29日～1月3日）
報酬等	1 報酬月額 136,164円（地域手当相当分を含む）（1週間の勤務時間31時間の場合） 2 通勤手当に相当する報酬（有）・無 3 期末手当 6月期1.225月分、12月期1.225月分の最大2.45月分 ※在職期間により支給額が減少する場合があります。 4 勤勉手当 6月期1.025月分、12月期1.025月分の最大2.05月分 ※在職期間により支給額が減少する場合があります。 【※例】4月1日新規採用の場合、その年の6月支給額は、2か月しか勤務していないため通常額の0.3倍となる。 5 退職手当なし
社会保険	雇用保険、厚生年金保険、健康保険（千葉県市町村職員共済組合）に加入
災害補償	「かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償
条件付採用	地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。また、かずさ水道広域連合企業団職員の任用に関する規程第19条の規定により読み替える同規程第18条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、事務局長が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
その他	地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。